

## 墨田区地域福祉計画中間のまとめに対する パブリック・コメントの実施結果

### 1 意見募集期間

平成22年12月11日から平成23年1月4日まで

### 2 意見募集の周知・公表方法

#### (1) パブリック・コメントの周知

- ・ 区のお知らせ(12月11日号)
- ・ 区ホームページ
- ・ CATVによる区番組提供
- ・ 区民説明会(12月11日)

#### (2) 公表資料の閲覧

- ・ 区民情報コーナー(区役所1階)
- ・ 厚生課(区役所4階)
- ・ すみだ福祉保健センター
- ・ すみだボランティアセンター
- ・ 区ホームページ

### 3 意見募集の結果

意見者数8名(8件)

	意見・提案の概要	意見・提案に対する区の考え方
1	計画を実行するためには、多くの人々が地域福祉活動に取り組んでいく必要があるが、多くの人々が取り組むためには共通の「夢」が必要であるので、それを示すべきである。	計画の中では、取り組み項目ごとに目標(32年度の姿)や平成27年度までの到達目標を掲げています。特に目標(32年度の姿)は、理想を掲げたものであり、「夢」に近いものといえますが、計画の実施に当たっては、この部分のイメージを具体化して、わかりやすく示していくようにしていきます。
2	行政が音頭を取って、区民が取り組んでいく方向性を決めて示していく必要がある。	計画では、優先的取り組みを打ち出すなど、一定の方向性を示しておりますが、計画の実施段階では、区民に特に取り組んでいただきたい具体的な事項を示していくように墨田区地域福祉推進協議会などで協議をしながら進めていきます。
3	区民の役割として、区や社会福祉協議会が実施する共生意識や人権に関する啓発活動やイベントや町会・自治会で実施している防犯・防災活動へ参加するとしているが、住民が参加するためには、区や町会・自治会の役	区や町会・自治会が、住民が活動に参加しやすい体制づくりに努めることは必要と認識していますので、そうした記載を該当項目に加えます。

	割として、住民が活動に参加しやすい体制づくりに努めるべきであるので、そのような記述を入れてほしい。	
4	地域の見守り活動には、行政から個人情報の提供が必要である。区が個人情報をどのように扱うのか定めてほしい。	区では、平成2年に「墨田区個人情報保護条例」、「墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例」などを制定し、個人情報の扱いについて定めております。地域の見守り活動に関する情報提供についても、これらの条例に従って、適切に行ってまいります。
5	行政から情報や実践された事例などの情報を発信してほしい。	計画の基本目標3の「区民の積極的な地域活動を進める」に(1)「福祉の施策や活動に関する情報を伝える」という項目を設け、積極的に発信していくこととしています。 今後、開催を予定している「(仮称)地域福祉・ボランティアフォーラム」などをはじめとして、さまざまな実践事例の紹介を行っていく予定です。
6	プラットフォームづくりは誰が行うのか。窓口が明確にならないと机上のものになってしまう。	プラットフォームの形成主体となるのは、それぞれの課題に直面している住民、団体、関係機関、区の関係所管等です。区は、関係する住民、団体、機関等へ提案を行うなど形成の誘導・支援を行ってまいります。
7	若い方に行政の取り組み、高齢者などへの理解、子ども達への思いやりなどを知ってもらい将来の育成につなげてもらいたい。 ワークショップのような話し合いに小中学生を一緒に参加させ、交流を持たせ意識改革を促してみてもどうか。	これからはボランティアなど地域福祉の担い手として、小・中学生、高校生といった次世代の育成が不可欠です。 現在は、地域福祉への関心やボランティア活動への興味をもつことを目的としてボランティアスクールを実施していますが、話し合いの場に参加させることについては、今後検討してまいります。
8	地域に無料でおしゃべりができる場所がほしい。高齢者が気軽に集まって話し合いが出来る場所がほしい。	小地域福祉活動の「ふれあいサロン」が、そのような場所となっています。今後、より多くの地区でサロンが設けられるように、地域に働きかけてまいります。